

最高裁秘書第3922号

令和元年8月5日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月23日付け（同月24日受付、最高裁秘書第2282号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「立会人等から見た子の引渡しの強制執行の実情と課題」と題する文書（片面で12枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（実際の事例）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

立会人等から見た子の引渡しの強制執行 の実情と課題

公益社団法人家庭問題情報センター
主任研究員 下坂 節男

1

1 FPICとは何か。

家庭問題情報センター(FPIC)は、家族紛争の調整や非行少年の更生に長年携わってきた元家裁調査官を中心となって平成5年3月に設立された団体である。

(1) 活動の内容

- ・相談(面接相談、電話相談)、情報誌「ふあみりお」の発行
- ・講演会の開催、講師の派遣、セミナーの開催
- ・後見人、後見監督人等の受任
- ・面会交流の援助
- ・養育費相談・ADR調停・鑑定人の推薦
- ・子の引渡しの強制執行の立会人等の推薦

(2) 全国の相談室: 東京、大阪、名古屋、広島、福岡、千葉、宇都宮、
松江、新潟、横浜、盛岡及び仙台開設準備室

2

FPICが子の引渡しの強制執行に関与することになった経緯

①「ハーグ条約実施法」の施行

子の強制執行場面に子の心理等に関する専門家(外務省職員)の関与
法案の審議の過程で児童心理カウンセラーの立会を原則とすべきとの指摘

②執行官から子や債務者の説得に当たって児童心理の専門家の 助言を得たいとの要望

③子の引渡しの強制執行に立会人又は執行補助者(以下「立会 人等」という。)としての試行の実施

④FPICの定款の改正を行い、子の引渡しの強制執行に立会人等を 推薦することを新たな事業とした。

3

立会人、執行補助者 の名簿登載及び実 施依頼の手順

立会人等の名簿登載者は元家庭裁判所
調査官

各相談室は毎年立会人等の候補者名簿
を作成し、本部に報告

本部は各相談室から提出された候補者名
簿をまとめて最高裁民事局に送付

最高裁民事局は地方裁判所に候補者名
簿を送付

地方裁判所の執行官は名簿に記載され
ている候補者に直接依頼

立会人等は執行官と連絡を取り、記録の
閲覧、打合せ等の実施

4

2

子の引渡しの強制執行への関与の形態

1 立会人(民事執行法7条)

執行官が職務を公正に行うようにその職務状況を監視するとともに、後日その状況を証言できるようにして紛争を防止することを目的とする。

基本的に、監視するだけで、債務者等の説得や子との対応等はしない。

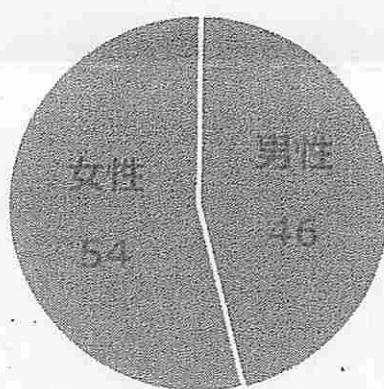
2 執行補助者(執行官規則12条「技術者」)

執行官の事務を適正かつ円滑に実施するため、執行官が必要と認める事務を幅広く補助させることができる。執行補助者は、執行官と事前に打合せを行い、手続全般について専門的知見に基づいてアドバイスをしたり、執行官の指揮の下、債務者やその親族の説得や子との対応等を行う。

5

FPICの子の引渡しの強制執行の関与の実情(1)

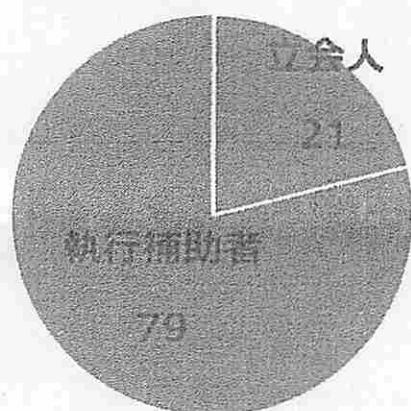
表1 男女別立会人等の割合 (%)



6

FPICの子の引渡しの強制執行への関与の実情(2)

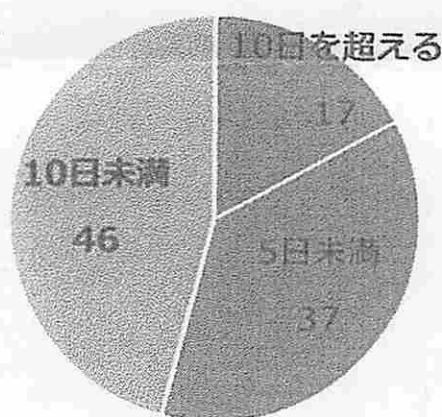
表2 関与の形態別割合 (%)



7

FPICの子の引渡しの強制執行への関与の実情(3)

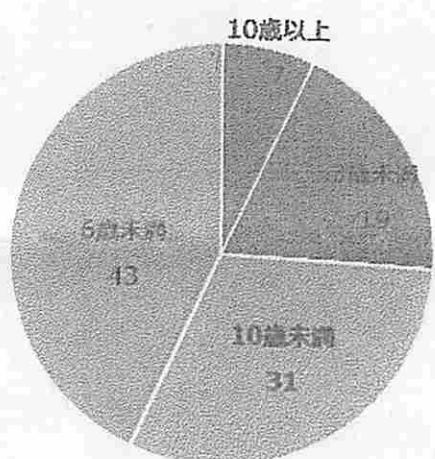
表3 要請を受けてから初回執行までの期間別割合 (%)



8

FPICの子の引渡しの強制執行への関与の実情(4)

表4 子の年齢別割合 (%)



9

FPICの子の引渡しの強制執行への関与の実情(5)

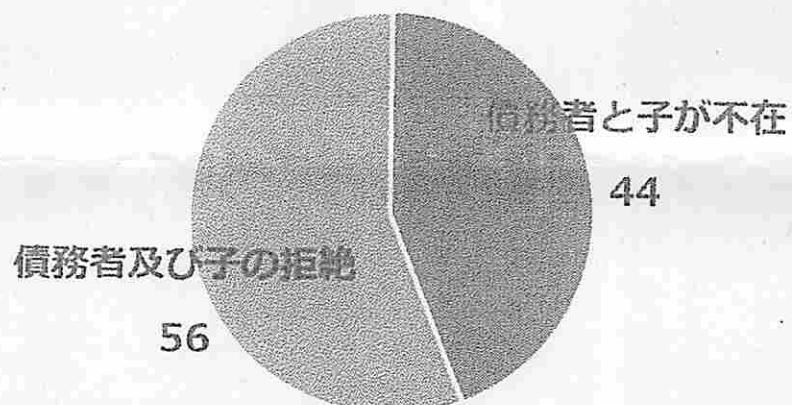
表5 子の引き渡し事件の既済別割合 (%)



10

子の引渡しの強制執行への関与の実情(6)

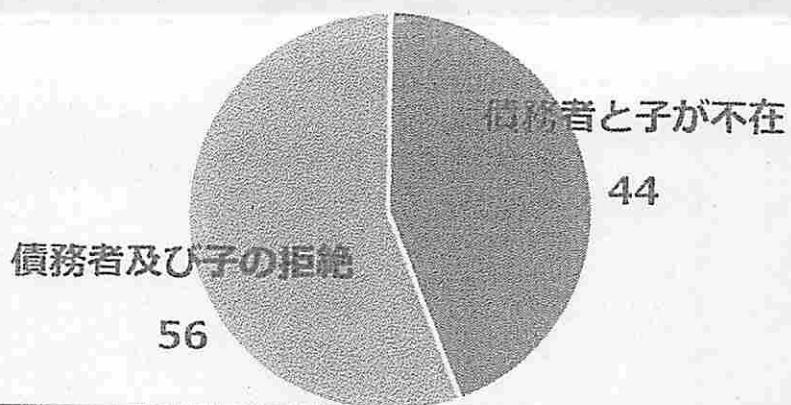
表6 執行不能の理由別割合 (%)



11

FPICの子の引渡しの強制執行への関与の実情(6)

表6 執行不能の理由別割合 (%)



12

子の発達段階と父母の別居や紛争に対する子の反応

小澤真嗣「家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査」

家庭裁判月報61巻11号から抜粋

①乳児期(1歳6か月まで)

ア 子の発達段階の特徴

- ・養育者との愛着を形成し、人に対する基本的信頼を獲得する。
- ・情緒を分化させ、自分の感情や行動を自己調節する。

イ 父母の別居や紛争に対する反応

- ・不安や恐れを示す。
- ・食事、排泄、睡眠の習慣が障害を受ける。

13

②幼児期前期(3歳まで)

ア 子の発達段階の特徴

- ・自分と他者と区別し、分離不安に対処する。親から離れるために、ぬいぐるみなどの移行対象が重要になる。
- ・衝動を統制する。自己主張が激しくなり、しつけようとする親に抵抗することがある。

イ 父母の別居や紛争に対する反応

- ・主たる養育者から離れるときに分離不安を示す。
- ・かんしゃくを起こしたり、無気力になる。

14

幼児期後期(6歳まで)

ア 子の発達段階の特徴

- ・愛着対象についてのイメージを支えとして、ある程度一人でいられるようになる。
- ・外界に対する認知が自己中心的で、現実把握が不十分であるため、空想と現実の境目があいまいになりやすい。
- ・欲求や情緒をコントロールし、相手の気持ちを理解しながら他者とかかわり始める。

イ 父母の別居や紛争に対する反応

- ・父母の別居については、いずれ仲直りしてくれるはずだと空想する。
- ・親の別居が自分の責任だと感じる。
- ・親から捨てられるのではないかという恐れを感じる。

15

学童期前期(9歳まで)

ア 子の発達段階の特徴

- ・具体的な事柄については抽象的な思考ができるが、良い・悪いという極端な評価をしたり、現実離れした空想を抱く。
- ・社会性が発達し、ルールに従った行動ができ、秘密が少し持てるようになる。

イ 父母の別居や紛争に対する反応

- ・父母の不和を理解できるようになるが、父母の問題と自分の問題を分けて考えることができない。
- ・父母の不和を自分のせいだと感じたり、父母とも裏切れないという忠誠葛藤を抱くが、そうした気持ちを内に溜め込みやすい。

16

学童期後期(12歳まで)

ア 子の発達段階の特徴

- ・親との心理的な距離ができ、現実認識力が向上するが、一人で問題解決するまでには至らない。
- ・良い・悪いという二分法で物事を見て、公平であることを求める。
- ・友人との関係の重要度が増し、塾やスポーツクラブなど課外活動が増え始める。

イ 父母の別居や紛争に対する反応

- ・対処困難な場面では親に依存しているため、父母の紛争に巻き込まれやすく、忠誠葛藤を起こしたり、一方の親と強く結びつき、他方の親が全て悪いと考えて、他方の親に対して敵意を示すことがある。

17

子の引渡しの事例に見られる連れ去りの被害に遭った子の心情(乳幼児期を中心にして)

ボウルビー：対象喪失とは、愛情や依存の対象を死又は生き別れによって失う体験

1 違り去りの被害に遭った子の心情の時間経過による変化

ア 抗議の段階：依存対象を失ったことが信じられず、失った対象を取り戻そうとして大声で泣き、激しく抗議する。

イ 絶望の段階：自分の願望が到底かなえられないことに失望し、依存対象がいなくなつた現実が自分ではどうにもならないことを知り、絶望、悲嘆にくれる。

ウ 表面的な安定の段階：愛着の対象を忘れたかのようになり、新たな対象を見つけて、その者と結び付いて情緒の安定を図ろうとする。

2 留意事項

ア 強制執行の対象になる子は上記1ウの段階のことが多い。「表面的な安定」を過大評価することは適切でない。

イ 依存の対象を失うことはその後に様々な問題となる。

ウ 事例報告

18

子の引渡しの強制執行の事例に見られる債務者の特徴(1)

債権者への未練から子に執着していると思われるタイプ

<事案の概要>

債権者: [REDACTED] 債務者: [REDACTED] 子: [REDACTED]
関与形態: [REDACTED] 結果: [REDACTED]

<執行の実際>

<コメント>

19

子の引渡しの事例に見られる債務者の特徴(2)

離婚によって子との関係が切れることに不安を抱いて子に執着しているタイプ

<事案の概要>

債権者: [REDACTED] 債務者: [REDACTED] 子: [REDACTED]
関与形態: [REDACTED] 結果: [REDACTED]

<執行の実際>

<コメント>

20

子の引渡しの事例
に見られる債務者
の特徴(3)

債権者に一矢報い
るための手段とし
て子に執着してい
るタイプ

<事案の概要>

債権者: [REDACTED] 債務者: [REDACTED] 子: [REDACTED]

関与形態: [REDACTED] 結果: [REDACTED]

<執行の実際>

<コメント>

- ・債権者との勝ち、負けにとらわれ、子の心情を思いやること
ができるない状態にある債務者への対応方法
- ・子の意見を聴取することの問題

21

子の引渡しの事例
に見られる債務者
の特徴(4)

債務者の父母が孫
である子に執着し
ているタイプ

<事案の概要>

債権者: [REDACTED] 債務者: [REDACTED] 子: [REDACTED]

関与形態: [REDACTED] 結果: [REDACTED]

<執行の実際>

<コメント>

22

子の引渡しの事例
に見られる債務者
の特徴(5)

精神的な障害から
子に執着している
タイプ

<事案の概要>

債権者: [REDACTED] 債務者: [REDACTED] 子: [REDACTED]
関与形態: [REDACTED] 結果: [REDACTED]

<事案の概要>

<執行の実際>

23

立会人等を行っていて感じる今後の課題

①執行官と立会人等との連携に関する事項

- ・事前準備段階での打合せの充実を図る方策(役割の遂行に必要な情報、役割分担)
- ・執行後の振り返りの実施
- ・研修等による執行官と立会人等との相互理解を深めための方策

②執行官の立会人等の関与形態の選択基準について

- ・団体としてFPICを選択する理由(他の団体、臨床心理士会との違い)
- ・立会人、執行補助者の選択基準

③執行官が執行時に子の意見を聴取することについて

- ・子の意見を聴取することの意味、その問題点

④地方自治体、他の団体等との連携

- ・児童心理に通じた専門家の確保のために行政上の指導を強化するための方策

24